

## 新型コロナウイルス感染症の感染拡大回避に向けた取組等

本県では、10月29日以降、県独自の警戒レベルを、新居浜・西条圏域は「特別警戒期間」、その他の圏域は感染警戒期として、感染対策を呼びかけてまいりました。

先週月曜日の感染状況は、1,500名を超える陽性者が確認され、人口規模の大きい松山市とその周辺市町の松山圏域をはじめ、県内すべての圏域で増加傾向が見られます。

また、県全体の病床使用率は、10月下旬以降上昇し、11月下旬には50%前後の水準となったほか、入院の8割以上を占める70歳以上の入院患者は、今年夏の第7波のピーク時に迫る状況となっております。

加えて、本県よりも季節が一足先に進む北日本の地域で感染が拡大していることや、過去2年、年末年始に感染が拡大したことを踏まえると、今後、県内で感染が更に広がることも懸念されます。

このため、本日、県全域の感染警戒レベルを「感染警戒期～特別警戒期間～」に切り替え、当面の間、別添のとおり感染拡大防止の取り組みをお願いすることとしました。

新型コロナウイルスの感染拡大を回避するため、御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

令和4年12月5日

愛媛県知事 中村時広

令和4年12月5日

# 新型コロナウイルス感染症の 感染拡大回避に向けた取組等

- 1 区域 愛媛県全域
- 2 期間 令和4年12月5日（月）から
- 3 要請内容等 次ページ以降のとおり

※特措法：新型インフルエンザ等対策特別措置法  
※下線部は、追加・修正箇所

# 要 請

## 【県民の皆さんへの要請】（特措法第24条第9項にもとづく）

### ○感染回避行動

- ・暖房使用時も定期的な換気を習慣化
- ・普段と異なる症状がある場合、外出、出勤、登校等を控えて
- ・体調に異変を感じた場合は自己検査の活用を
- ・換気の悪い混雑した場所など、感染リスクの高い場所への出入りは控えて
- ・インフルエンザとの同時流行に備え、基本的感染対策の徹底  
（ワクチン接種や場面に応じたマスク着用、こまめな手洗い・手指消毒、定期的な換気などは、インフルエンザ対策にも有効）
- ・一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意

# 要 請

## 【県民の皆さんへの要請】 (特措法第24条第9項にもとづく)

### ○会食ルール

- ・会食は長時間を避け、羽目を外さず感染対策を守って実施
- ・高齢者等の重症化リスクの高い方は、ワクチン接種後の会食を推奨
- ・認証店を推奨
- ・普段と異なる症状がある方は、出席しない・させない（事前に主催者等が必ず確認を）
- ・無料検査も積極的に活用を
- ・参加者全員の連絡先を一元的に把握
- ・飲酒を伴う会食は特に注意（座席の間隔の確保、大声を出さない、羽目を外さないなど）
- ・陽性となった方は、発症日から10日間（無症状の場合は、検査日から7日間）を経過するまでは会食に参加しない

# 要 請

## 【県民の皆さんへの要請】（特措法第24条第9項にもとづく）

- **高齢者への感染を防ぐ対策の徹底**
  - ・ **高齢者等の重症化リスクの高い方や同居家族の方は、混雑した場所への出入りを控えるなど感染リスクの回避を徹底**
  - ・ **普段顔を合わせない高齢の親族等と会う方は、事前に陰性を確認**
- **感染に不安を感じる無症状の方は無料検査を受検**
- **「5つの場面」の注意**

# 要 請

## 【事業者の皆さんへ】

(特措法第24条第9項にもとづく)

- オミクロン株の特性を踏まえた業種別ガイドラインの遵守
- テレワークや時差出勤等の積極的な活用への切り替え
- 多数の陽性者の発生を想定したBCP（業務継続計画）を策定・点検等し、業務継続を図ること
- 従業員の休暇や職場復帰の際に「陽性証明」、「陰性証明」等の提出を求めない
- 人が集まる場所での感染対策の徹底
  - ・ 大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等）
  - ・ 地下食品売り場やフードコート等の感染対策
- 高齢者施設、学校・保育所等の感染対策の強化
- 飲食店での感染対策の徹底
  - ・ 不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催は控えて  
例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

# 要 請

## 【事業者の皆さんへ】（特措法第24条第9項にもとづく）

### ○イベント等の開催制限

次の人数上限及び条件を満たすこと。

	感染防止安全計画を策定する場合 (参加者5,000人超かつ収容率50%超)	左記以外の場合 (感染防止安全計画を策定しない場合)
人数上限	<p>①を基本とし、②とすることも可能。</p> <p>①全エリア「大声なし」とし、収容定員まで</p> <p>②「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれのエリアごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大声なし 収容定員の100%まで</li> <li>・大声あり 収容定員の50%まで</li> </ul>	<p>「①かつ②」を基本とし、「①かつ③」とすることも可能。</p> <p>①5,000人又は収容定員の50%いずれか大きい方</p> <p>②全エリアを「大声あり」または「大声なし」とする場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大声なし 収容定員の100%まで</li> <li>・大声あり 収容定員の50%まで</li> </ul> <p>③「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、それぞれのエリアごとに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大声なし 収容定員の100%まで</li> <li>・大声あり 収容定員の50%まで</li> </ul>
条件	<p>○主催者は、「感染防止安全計画」を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出する</p> <p>○イベント終了後、1か月以内に「イベント結果報告書」を県に提出する。ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに提出する</p>	<p>○主催者は、「感染防止策チェックリスト」を作成し、公表（原則HP掲載やSNS等客観的に確認可能なかたちでの公表）するとともに、イベント終了日から1年間保管する</p> <p>○問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」を県に提出する</p>

※大声ありのイベントとは、観客等が、「通常よりも大きな声量で」、「反復・継続的に声を発すること」を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント

☑ 主催者は、「えひめコロナお知らせネット」の活用、または名簿作成等の追跡対策を徹底。

# 要 請

## 【県民・事業者の皆さんへの要請】（特措法第24条第9項にもとづく）

### ○イベント対策

- ・全国から集客があるような大規模なイベントは、参加者のワクチン接種、又は陰性確認など感染対策の徹底を前提
- ・イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施
- ・参加者は、主催者が求める注意事項を遵守

# 要 請

## 【市町への要請】 (特措法第24条第9項にもとづく)

### ○イベント対策

- ・全国から集客があるような大規模なイベントは、参加者のワクチン接種、又は陰性確認など感染対策の徹底を前提
- ・イベント後には、感染対策に係る評価と検証を実施
- ・参加者は、主催者が求める注意事項を遵守

### ○公共施設の貸出条件・管理

- ・集客施設は、感染防止対策（入場制限等）を徹底
- ・施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可
  - ※感染状況を踏まえ、閉館等は個別に判断

### ○ワクチン接種の加速化に向けた取り組み

# 協力依頼

## 【県民の皆さんへの協力依頼】

- **高齢者への感染を防ぐ対策の徹底**
  - ・ **ワクチンの種類を問わず、接種時期が来た方から早期にオミクロン株対応ワクチンを接種**
  - ・ **重症化リスクの高い65歳以上の方、60歳から64歳までの心臓等に重い障がいがある方等はインフルエンザワクチンも早めに接種**
- **ワクチン接種**
  - ・ **オミクロン株対応ワクチンの早期接種**
    - 年代に関わらず、接種可能な方は遅くとも年内に接種を
    - ワクチンの効果は時間の経過とともに低下。過去に陽性となった方も、抗体量は徐々に低下するため、接種の時期が来れば早く接種を
  - ・ **小児(5～11歳)及び乳幼児(6ヶ月～4歳)への接種は日本小児科学会が推奨**
  - ・ **インフルエンザワクチン接種も積極的に**

# 協力依頼

## 【県民の皆さんへの協力依頼】

### ○ 医療機関の適正受診

- ・ 高齢者や子どもなど早期受診が必要な方の医療アクセス確保のため、重症化リスクが低く症状が軽い場合は、平日・日中に受診。

### 自己検査も活用

- ・ 毎週金曜日に公表する季節性インフルエンザの流行状況も参考に
- ・ 抗原検査キットや市販薬（解熱鎮痛剤等）、3日分程度の水・食料の事前準備を

## 【福祉施設への協力依頼】

- 面会制限は、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施

- 特に高齢者施設においては、面会者全員の陰性結果を確認するなど、引き続き感染対策を徹底